

防府市スポーツセンター野球場スコアボード改修事業

設計・施工一貫プロポーザル実施要項

令和5年

防府市文化スポーツ観光交流部 スポーツ振興課

防府市スポーツセンター野球場スコアボード改修事業 設計・施工一貫プロポーザル実施要項

2023年度に発注予定の防府市スポーツセンター野球場スコアボード改修事業設計・施工についてのプロポーザル方式に基づく設計・施工業者の候補者決定の手続きは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

1. 目的

防府市スポーツセンター野球場は、昭和50年10月21日の竣工以来、スポーツ少年団、中学校及び高等学校の部活動、また社会人やシニアなど、多くの方に野球のすばらしさを実感できる身近な施設として活用されてきた。しかし、現在は施設全体で老朽化が進んでおり、中でもパネル回転式スコアボード及びバックスクリーンは、老朽化による不具合が著しく、早期の改修が必要な状況である。

今後、本球場は、利用者が安全・安心に利用でき、スコアボードをはじめ、球場全体が子どもたちの憧れとなるとともに、カーボンニュートラルに配慮した野球場を目指す。

改修にあたり、野球に関するノウハウや野球場設備への確かな設計・施工技術を取り入れ、予定期間内に改修を完了することを目指す。

設計・施工にあたっては、山口県土木工事共通仕様書、山口県土木工事施工管理基準、公認野球規則及びその他関連する基準に従い、安全かつ適正に工事を完了するために、本プロポーザルを実施し、設計・施工業者の候補者を決定することを目的とする。

2. 一般項目

- | | |
|----------|---|
| (1) 事業名 | 防府市スポーツセンター野球場スコアボード改修事業 |
| (2) 発注者 | 防府市 |
| (3) 選定方法 | 防府市スポーツセンター野球場スコアボード改修事業
設計・施工一貫プロポーザル審査委員会で選定する。 |
| (4) 工事内容 | |
| ア 工事名 | 防府市スポーツセンター野球場スコアボード改修工事 |
| イ 施工場所 | 防府市大字浜方182-5 防府市スポーツセンター野球場 |
| ウ 工期 | 契約締結日の翌日から2024年3月31日
なお、現場作業は10月1日以降、調整の上、着手すること。
工事については、2024年3月1日までに完了すること。 |
| エ 工事概要 | ①事業に係るすべての測量及び実施設計
(詳細図面の作成、構造計算式含む) |

②野球場スコアボード改修工事

③設計管理及び工事監理

オ 施工条件 別紙「スコアボード仕様書」を満たすもの。
本工事は、原則、西側に隣接する防府市スポーツセンター駐車場側から実施すること。

カ 事業上限額 148,500,000円（消費税相当額含む）

(5) 留意事項

本業務は令和5年度スポーツ振興くじ助成金を活用した事業である。

3. 参加申込者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1) 令和3・4年度防府市建設工事等入札参加有資格者名簿における登録業種名で「電気工事」に登載されている者のうち等級区分が格付Aランクであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない事業者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱及び本市のその他の機関が定める入札参加停止等の基準に基づく入札参加停止措置期間中の者でないこと。
- (6) この告示をした日の前日において、建設業法（昭和24年法律100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (7) 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 過去10年間に於いてLED方式スコアボード（30㎡以上）の納入実績を有する機器メーカーの製品を使用できること。

4. 参加申込書の提出

本プロポーザル参加申込者は、次の書類を提出すること。
提出方法は持参とする。なお、提出日は土、日、祝日を除く。
提出期限2023年5月12日（金）午後5時までとする。

- (1) 参加申込書 (様式1)
- (2) 誓約書 (様式2-1)
- (3) 使用印鑑届 (様式2-2)

5. 提案書等の提出

本プロポーザル参加申込者は、次の書類を提出すること。

提出方法は持参とする。提出日は土、日、祝日を除く。

なお、審査委員への説明の順番は、提案書の持参順とする。

提出期限：2023年6月8日（木）午後5時まで

- (1) 会社概要 (様式3)
- (2) 同種製品の納入の実績 (様式4)
- (3) 実施体制 (様式5)
- (4) 予定技術者調書 (様式6)
- (5) 工事費内訳書 (様式7)
- (6) 提案書 (様式8-1～8-5)
- (7) 提案書の参考資料 (様式任意)
- (8) 工程計画書 (様式任意)

上記(1)から(8)書類の提出にあたり、次のアからカに従う事。

ア (1)から(8)を1冊として、原本1部、写しを14部、合計15部を提出すること。

イ 様式内の注意事項に沿って記載すること。

ウ 下記①から④の内容については提案書(様式8-2～8-5)に必ず記入すること。

- ① 機器仕様及び機能拡張について (様式8-2)
- ② 操作性について (様式8-3)
- ③ 維持管理計画について (様式8-4)
- ④ 自由提案について (様式8-5)

※別紙「スコアボード仕様書」記載内容は実施すること。

エ 参考資料は添付可とするが、提案書に記載された内容で評価する。

オ 提案事項の目的と効果が明確となるように記載すること。

カ 提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。
但し、審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化を行うことがある。

6. 審査及び選定

市は、公平性及び透明性の確保並びに事業者における市の意向の理解促進、事業者の創意工夫発揮の観点から、公募型プロポーザル方式により、提案書等を提出する事業者(以下、「提案者」とする。)を募集する。

選定は、提案者が本要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ提案内容が、技術的観点から市が示す施工条件等を満足することが見込める内容である場合、実施する。

審査委員会において、以下の手順で「総合評価点」の算出を行い、市は、その結果を受けて、優先交渉権者等を決定する。

(1) 総合評価点の算出

価格と非価格要素の評価点から以下の算定式に基づき、総合評価点を算出する。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（価格点）} + \text{（非価格要素点）}$$

総合評価点は110点満点とする。

(2) 価格点審査

価格点の点数化は、以下の算式に基づいて行う。なお、評価において、現在価値換算は行わない。事業上限額内にある提案価格を下記に定める算定方法により価格点を算定する。なお、提案価格が事業上限額内でない提案者は失格とする。

$$\text{（価格点）} = \text{（提案者内での最低価格} \div \text{提案価格）} \times 10 \text{点}$$

(例) 提案者 A の提案価格 148.5 百万円、

全提案者内での最低提案価格 140 百万円の場合

◆ 提案者 A の価格点 = $(140 \div 148.5) \times 10 = 9.4$ 点

※ 小数点第 2 位を四捨五入とする。

(3) 非価格要素点審査

提案者の提案に対して、「審査基準」(別表)に定める算定方法により、要素点を算定する。

(4) 総合評価の実施・優先交渉権者の選定

(2)、(3)で算定した要素点から(1)に定める算定式により総合評価点を算定し、提案者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きを実施する。

市は、優先交渉権者と提案価格の範囲内で契約内容の協議を行い、協議が整った場合には優先交渉権者と随意契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行う。

(別表)

審査基準

各評価項目に係る審査基準及び配点（満点110点）は、次のとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点	評価				
価格点	①		10	(価格点)=(提案者内での最低価格/提案価格)×10点				
	小計 10点							
評価項目		評価の視点	配点	評価				
				優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
非価格要素点	②	設計・施工体制 (様式5、6) (工程計画書)	20	20	15	10	5	0
	③	機器仕様及び 機能拡張 (様式8-2)	20	20	15	10	5	0
	④	操作性 (様式8-3)	20	20	15	10	5	0
	⑤	維持管理計画 (様式8-4)	20	20	15	10	5	0
	⑥	自由提案 (様式8-5)	20	20	15	10	5	0
小計 100点								
合計 110点 (価格10点×1項目+非価格要素20点×5項目)								

※項目②は様式5、6に記載の内容及び工程計画書、項目③から⑥は、様式8-2～様式8-5に記載の内容で評価し、添付された参考資料は評価の対象外とする。参考資料は様式8-2～様式8-5に記載の内容を補足する資料として扱う。

7. 審査委員への説明会

提案書の審査を行うために、審査委員への説明会を開催する。なお、説明会は非公開とする。

- (1) 実施日：2023年6月21日（水）
説明会の日時等は、参加申込書（様式1）の担当者にFAXで通知する。
- (2) 実施場所：防府市役所（防府市寿町7番1号）
- (3) 実施方法：提案者は、準備・説明20分以内、質疑応答20分以内、片付け5分以内、合計45分以内とする。
- (4) 説明は提出した提案書（様式8）に記載された内容について行うものとし、提案書に書かれていない内容の追加は認めない。
- (5) 説明にあたり、電源、プロジェクタ1台(HDMI又はD-SUB接続)、スクリーン1台を使用することができる。プロジェクタ、スクリーン以外の必要な機材等は、原則として提案者で用意すること。

8. 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、提案者に通知する。
- (2) 結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない。
- (3) 審査結果は、総合評価点のみホームページに公表する。
- (4) 審査結果理由の説明請求
提案者は、各審査結果の理由について、市に説明を求めることができる。
ア 説明請求の期日等
審査結果理由の説明を求める場合には、市が審査結果を公表した日の翌日から起算して3日以内（土、日、祝日を除く）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、書面は一般書留若しくは簡易書留による郵送（審査結果を公表した日の翌日から3日以内必着）又は持参により提出するものとし、持参の場合は午後5時までとする。
イ 説明請求に対する回答
説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中の土、日、祝日を除く）に書面により行う。
- (5) 審査委員名簿は本工事の本契約締結後に公表する。

9. 参加資格の取消し

以下に該当した際には参加資格を取り消すものとする。

- (1) 書類の提出が期限を過ぎたもの。
- (2) 提出書類に不備があるもの。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- (4) 提出書類が第三者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。

- (5) 審査委員への説明会の開始時刻に間に合わなかったもの。
- (6) 「3. 参加申込者の資格要件」を満たすことが出来なくなったもの。
- (7) その他不適切と判断したもの。

10. 実施要項に対する質疑・回答

実施要項に対する質疑・回答を以下のとおり実施する。

提出期限：2023年5月12日（金）午後5時まで

回答期限：2023年5月17日（水）午後5時まで

- (1) 質疑のある者は、質疑書（様式9）にその内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレス宛に送信することとし、送信した旨の連絡を事務局に行うこと。なお、上記の方法以外での問い合わせには応じないので留意のこと。
- (2) 質疑に対する回答は、回答期限までに参加申込者全員へ電子メールにより回答する。

11. 事業地の見学等

事業地の見学等については、要望に応じて対応する。

見学等を要望する者は、事務局へ事前に電話連絡をすること。なお、見学等の具体的な手順等については、事務局が指示する。

12. スケジュール

2023年4月28日（金）公募開始、質疑受付開始

5月12日（金）参加申込受付、質疑受付締切 午後5時まで

5月17日（水）質疑回答予定

※内容により回答できない場合がある。

6月 8日（木）提案書締切 午後5時まで（必着）

6月21日（水）審査委員への説明会

※参加者数により日数が変更になる場合がある

6月下旬 最終審査結果の通知（優先交渉権者決定）（予定）

6月下旬 優先交渉権者との協議

6月下旬 契約（予定）

13. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

14. 参加に当たっての留意事項

参加に当たっては、参加申込者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。

公正に手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は、当該参加者を参加手続きに参加させず又は参加手続きの執行を延期もしくは取り止めることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、その他、市が必要と認めたときは、手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

15. その他

- (1) 市は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。なお、提案書類は返却しない。
- (3) この工事の契約が成立するまでの間において、提案者が「9. 参加資格の取消し」に該当することとなった場合は、当該提案者と契約を締結しない。
- (4) 契約が成立した提案者の提案書等は、市が事業説明を行うため、データの提出を求め、公表することがある。
- (5) 参加申請書提出以降に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに辞退届（様式10）を提出すること。なお、これを理由に以降に不利益な取り扱いを受けるものではない。

16. 事務局

（書類提出先、問い合わせ先）

防府市文化スポーツ観光交流部 スポーツ振興課

〒747-0808

山口県防府市桑山二丁目1番1号 文化財郷土資料館内

電話 0835-25-2274

FAX 0835-25-5578

メール sports@city.hofu.yamaguchi.jp

（工事内容に係る問合せ）

防府市土木都市建設部 都市計画課

〒747-8501

防府市駅南町13番40号

山口県防府総合庁舎別棟

電話 0835-25-2153

FAX 0835-25-2218

メール toshikei@city.hofu.yamaguchi.jp